

要養護児童のアタッチメント形成と里親委託制度

山口 敬子*

本稿はアタッチメント形成を保障するケア資源としての里親委託の意義を明らかにすることを目的とし、里親・里子へのインタビュー調査からアタッチメント形成に必要な要因について考察を行った。その結果、安定したアタッチメントの形成には特定の他者との緊密な関係の中で子どもが安心して暮らし、自己という存在が丸ごと受け止められていると実感できることが必要であると判明した。また、里子のケアは高度な知識・技能が要請され、里親への十全な支援がなければ、アタッチメント形成は容易ではないことも明らかになった。しかし、虐待対応に追われ、里親委託業務を行う専門性も高いとは言い難い児童相談所の現状から察するに、里親支援の充実及び委託拡充は難しいことが浮き彫りになった。そこで、里親委託におけるアタッチメント形成とその保障に向けた課題として里親委託業務を児童相談所から児童福祉施設やNPO法人等の民間団体へ委譲する必要性について言及した。

はじめに

子どもと特定の他者（主にケアを提供する養育者：アタッチメント対象）との間に形成される情緒的結びつきをボウルビィはアタッチメントと定義した。養育者から保護やケアを引き出すために乳幼児が示す行動をアタッチメント行動というが、この行動は乳幼児が「ストレスや危機」¹⁾を感じた時に最も強くなる形跡がある。ストレスや危機に直面し、子どもが不安を感じた際に、アタッチメント対象が存在することにより子どもの不安は和ら

げられる。つまり、恐れや不安が発動されている状態において、「自分が誰かから一貫して保護してもらえることに対する信頼感」²⁾こそがアタッチメントの本質的要件であり、これがヒトの健常な心身発達を支える核になるといえる。安定したアタッチメントを形成しうるか否かは、子どもが発するシグナル（例 空腹や寒さ）に対して適切かつ機敏な対応を継続的に経験することに左右される。養育者の対応が適切かつ機敏なものであり、子どもの身体的・精神的ニードを充足するものであれば、子どもは安心感を得る。こうした適切かつ機敏なケアを継続的に経験することによって子どもは養育者の対応を予測できるようになる。そして自身が不安なときには

*やまぐちけいこ（京都府立大学大学院福祉社会学研究科博士後期課程）

養育者からケアを受けられるという信頼に基づき、不安を統制したり、アタッチメント対象との短期間の分離にも耐えられるようになる。

さらに、養育者とのアタッチメント関係は次第に内在化され、自分の行動と養育者の行動や自分と養育者の関係をモデル化し、それ都有自己や他者および関係性一般に対する表象として用いるようになる。すなわち、養育者との相互作用における経験の質が、自己形成や後の人間関係に影響を与えるものであるといえる。こうした表象モデルの形成は乳幼児期や児童期に顕著に行われ、加齢に伴い徐々に固定化するといわれている。しかし、不安定なアタッチメント関係を形成してきた個人が結婚などを通して、それまでの情緒的経験とは異なる緊密で持続的な関係性を構築することで肯定的なアタッチメントへと変化したという研究結果も報告されている³⁾。これは、児童養護において新たな養育者との継続的な関係の中で安定したアタッチメントを形成しうる可能性を示している。

実家庭で継続的にケアを受けることが難しい子どもに対して代替的にケアを提供する児童養護においても、できる限り家庭に近い環境において特定の他者とのアタッチメント形成を保障することが重要であり、集団ケアの小規模化や施設分園型地域グループホームの推進などが厚生労働省サイドからも推奨されている。しかしながら、日本の要養護児童のうち里親に委託されている子どもは9.1%にすぎず(厚生労働省調べ、平成18年3月31日)、大多数の子どもが乳児院や児童養護施設・児童自立支援施設等の養護系児童福祉施設に暮らしている。このように、わが国の要養護児童は特定の人物とのアタッチメント関係を築くことなく、集団で育つことを余儀なくされ

ている状況である。子どもの健全な発達には特定の他者とのアタッチメント形成が不可欠であり、アタッチメント対象と基本的信頼関係を築くことで、他者への信頼感を発展させ、自立に必要な人間関係を作り上げる。その基盤を形成する乳幼児期に集団の中で育てられ、基本的信頼関係を持ち得ない子どもは、成長するに従い様々な問題に遭遇することが多くの研究者によっても指摘されている。しかし、行政は2歳頃まで子どもを乳児院に措置し、児童養護施設に移る措置変更の時期になり、ようやく養育里親を選択肢として検討しているに過ぎない。こうした問題背景をふまえ、本稿では、現行の児童養護の情況をアタッチメント形成という観点から考察した上で、里親へのインタビュー調査を実施し、アタッチメント形成を保障するケア資源としての里親委託の実務的意味合いを明らかにすることを試みた。

1. わが国における児童養護の今日的問題

(1) 児童福祉施設中心の児童養護にみるアタッチメント形成の問題

先述したように、児童養護において他者との密接な関わりを提供することで子どもが自己を価値あるものと認識し、他者を信頼できるものと認識するための効果的な支援を行う必要性については強調してもしすぎることはないだろう。しかしながら、今日わが国で主流となっている児童養護施設は職員と児童の比率を定めた最低基準の低劣さゆえに、養育者と子どもがアタッチメント関係を築く上で、様々な問題が存在している。

第一に職員配置人数の問題がある。児童福

祉施設最低基準第42条において、「児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね六人につき一人以上とする」⁴⁾と定められているが、この基準は住み込みによる勤務体制を前提としている。多くの施設が二交代制や三交代制を採用している現状において、実際に子どもに携わる職員は少なくとも10名前後、あるいはそれ以上の子どもを担当することになるだろう⁵⁾。次に、勤務時間の問題である。子どもたちは施設において日々の生活を営む。しかし、継続勤務形態の施設では早番・日勤・夜勤など、職員の労働時間が日によって異なる場合がある。また、職員は関係機関との連絡調整や研修会等への参加や雑務にも時間を割かなければならぬ。そのため、職員は常に子どもと関わることは不可能であることがうかがい知れる。限られた勤務時間の中で、一人ひとりの子どもと深くかかわることは非常に困難であるといえる。これは、子どもから見れば、自分だけを見てくれる大人が存在しないという状況であろう。

ホスピタリズムやアタッチメントの研究から大規模集団養護が子どもの成長や発達に様々な問題を与えるという指摘がなされたことにより西洋諸国や韓国は養護ニードを充足する処遇選択肢の優先性についてコンセンサスを得て、施設養護より家庭的養護を優先している。しかし、わが国ではこうした処遇選択肢の優先性を施策実践の重要課題とする議論はあまり行われていない。

(2) アタッチメント形成を保障する手がかりとしての里親委託

このように、児童養護施設において一貫し

た緊密なかかわりを提供することは現行の情況では困難であるといえる。このことから、長期的アタッチメント関係を形成する機会の確保につながりうる形態の社会的養護という観点から児童養護を考えると、やはり里親委託や養子縁組といった家庭的養護に有効性が認められよう。

近年わが国においても、子どものアタッチメント形成という点に着目して児童養護の形態について考えた場合、家庭的養護が有効であるという認識が広まってきてている。2002年の里親制度の改正において新たに設けられた専門里親は「児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童を養育する里親」⁶⁾と定義されている。この制度が創設された背景として、子どもの虐待やネグレクトの増加と、こうした心的外傷体験を経験してきた委託児童（以下、里子）のケアにおけるアタッチメント関係を重視する方向性が指摘できる⁷⁾。

また、2004年度に策定された子ども・子育て応援プランにおいて児童虐待防止対策の一つとして、要養護児童の里親への委託率を今後9年間に15%までに引き上げる目標が掲げられていることからも、実家庭で一貫して継続的なケアを受けることが難しい子どもに対して、代替的にケアを提供する児童養護においてアタッチメント形成を保障しうる資源として里親委託が厚生労働省サイドからも推奨されていると理解できる。

(3) 里親委託におけるアタッチメント形成 要因分析の必要性

子どもが特定の養育者から応答的で敏感なケアを継続的に受け、安定したアタッチメントを形成することは、自己や他者への信頼感、すなわち基本的信頼感の獲得に繋がる。虐待

やネグレクトの経験を持つ子どもの一般的な心理的問題として、他者への基本的信頼感や安心感を獲得していないため、乳幼児期の心理的発達課題を数多く引きずっていること、心的外傷体験をもっていること、そしてそれを癒す場が家庭ないことなどが挙げられる⁸⁾。里親委託は里子に代替的な養育者と家庭的環境を提供する。そして、養育者との親密な相互作用を通して、里子は里親との間で安定したアタッチメントを形成し、基本的信頼感の獲得をはじめ、年齢相応の発達段階に応じた心的能力を獲得していくようになる。この過程は「育ちなおし」⁹⁾といわれているが、これが里親委託の重要な役割であるといえる。

乳幼児期のアタッチメントの形成という観点から考察すると、アタッチメントの形成要因については①応答的で敏感なケアと②子どもとの一貫した関わりの2点が挙げられる。しかしながら、社会的養護の対象となる児童は、それまでの生活の中における養育者との関係の中で形成されたアタッチメント・パターンに基づいて一定の行動パターンや他者に対する表象モデルを有していることが推察できる。また、現在要養護児童は、程度の差はあるが多くの子どもが虐待やネグレクトを経験している¹⁰⁾。こうした経験に基づいて形成された不安定なアタッチメント・パターンや他者への表象の変容を支援することが里親委託において必要であるといえるが、そのためにはボウルビイが指摘している「特定の養育者による継続的かつ適切なケア」¹¹⁾というアタッチメント形成要因のほかに、付加的要因が必要であると考えられる。

では、実際にケアを行う里親自身は、里子との相互作用におけるアタッチメント形成をどのように捉えているのだろうか。このこと

を明らかにするために、里親自身の主観的な解釈や意味づけが必要であると考え、里親に対してインタビュー調査を実施した¹²⁾。

2. 里親ー里子のアタッチメント形成に関するインタビュー調査

(1) 調査の概要

調査は2006年9月から11月まで、5名の里親と1名の里親委託経験者を対象に行った(表1)。里親に対する面接の際は、最初に調査の趣旨を説明し、続いて里親登録をするにいたった動機や、里子が委託された当時の様子、養育にまつわる日々の出来事等を中心にインタビューを行った。また、里親委託経験者に対しては委託された当時の心境や、里親家庭での生活を中心に調査を行った。調査において得られたデータより、ボウルビイが指摘した基本的要因について検証すると同時に付加的要因について抽出・整理・分類を行った。その結果、ボウルビイが指摘した「特定の養育者による継続的かつ適切なケア」という要因のほかに、4つの付加的要因と推察されるものが見出された。これらの要因について、以下で検討する。

表1 調査対象者の属性

里親の属性				
里親	里親の種別	年齢	里親歴	里親になった理由
A	養育里親	46	5年未満	社会への貢献
B	養育里親	56	10年以上	過去の経験から
C	専門里親	64	20年以上	児童福祉への理解
D	養育里親	55	20年以上	過去の経験から
E	養育里親	59	10年以上	児童福祉への理解
里親委託経験者				
名前	年齢	委託時年齢	状況	
d	28	5歳4ヶ月	委託解除後、里親宅の近隣にて独居。	

(2) アタッチメント形成にかかわる基本的要因

①特定の他者の存在

ボウルビイが指摘するように、アタッチメント関係の形成には子どもと特定の他者が存在するという条件が必要不可欠である。この要因は里親の語りにおいて「一貫してかかわる人」「自分だけの人」として語られ、重要な部分を占めている。

「その子に関わる人が必ず1人以上存在していて、それが緊密な状態であれば、愛着が形成できると思うし、またその愛着を形成できれば、人に対する信頼が生まれてくると思うんです。でもね、施設ではそれができないんです。」【Eさん】

「泣きたい時に、自分のために大人がそばにいてくれるということが、子どもにとっては本当に必要。(略) 施設の子って、支えてくれる相手や泣いて帰れる場所がないんですね。」【Bさん】

「施設で育つ子どもたちは個別的に自分を支えてくれる大人が存在しなかったため、大人に対して非常に懐疑的なんです。大人に信頼感を抱かないまま大きくなる」【Cさん】

このように、里親の語りからは養育者と子どもとの緊密で一貫した関わりが必要であり、里親委託はそれを満たす資源であると考えていることがわかる。親の養育困難や虐待、ネグレクト等の理由によって児童養護の対象となる児童は、実親との分離や喪失を経験している。心身の発達が著しい時期にこうしたトラウマ的な経験をした里子には、自分だけの養育者との継続的な関係が必要であろうことは想像に難くない。

②関係の継続性

また、本調査では里子と養育者との「関係

の継続性」についても述べられており、ボウルビイが指摘した要因との一致が見られた。

「施設の子どもにはいつでも気軽に戻れる場所、帰る場所がない。下宿生とかは寂しかったら親と電話したりするでしょ。これが、施設がだめだという1番の理由。子どもが落ちつく場所がないんですよ。」【Bさん】

Bさんはこのように述べている。この事例に見られる「いつでも気軽に戻れる場所、帰る場所」とは、子どもが帰属する場所が存在することの重要性を指摘していると考えられる。また、Dさんは帰属する場所について「椅子」という表現を用いて述べている。

「里親養育では、措置解除後すぐにつながりが切れるることは無いでしょう。生きている間は関係が続くんですよ。(略) 施設と里親の大きな違いは、里親家庭にはその子の椅子があるということ。施設ではその子の椅子は退所すればすぐになくなってしまうの。里親家庭にも新しい子どもが入ってくるけど、自分の椅子だっていうことを主張できるでしょう。だから、椅子がないことに立ちすくまなくて良いんです。でも、施設にはもうその子の椅子は存在しないの。」【Dさん】

里親家庭では、委託解除後もその関係は変化することがなく、継続性のある関係が生じることがDさんの語りからも推察できる。こうした居場所が存在することは、子どもに安心感と共に、特定の養育者との継続した関係を保障しうるものであることからも、関係の継続性を確保することはアタッチメントを形成する上で重要な要因といえるだろう。

関係の継続性とは、養育者が変わらないことであり、生活環境がたびたび変化しないことであるといえる。これを子どもの側からいえば、「過去の自分と現在の自分の一貫性・連続性が実感できること」¹³⁾である。この点

から考えると、児童養護の対象となる子どもについては、実親との分離を含め、措置変更など継続性の確保が困難であるといえる。

したがって、社会的養護において、継続性を確保するためには、第一に、なるべく生活の場の変更を少なくするよう支援すること。第二に、変更する場合にはできるだけ子どもが納得する形で行うこと。そして第三に、新しい養育者やケア環境に徐々に慣れながら移行することなどが必要であろう¹⁴⁾。

(3) アタッチメント形成を支える付加的因素

①受容すること

里子の里親家庭への適応は里子のみならず、里親にとっても大きな課題である。Aさんは現在2名の姉妹を受託している。当初は姉のa（10代女性）のみを受託していたが、後に妹も受託した。Aさんはaが里親家庭にやってきた当時の様子を次のように語る。

「家に来た頃は、そうですね、おとなしくて、家でしてたのと同じように家事を手伝おうとしましたね。しばらくしたら、もう凄かったです。（略）『あれは嫌、これも嫌』で何でも嫌って言うんです。それに、なんでも自分が一番先やないと途端に機嫌が悪くなったりもしましたね」【Aさん】

この語りから、委託当初と委託後しばらく経過した後を比較すると里子の様子が大きく変化していることがわかる。こうした状況について、イギリスの民間里親委託機関であるFostering Network発行の里親支援冊子『里子を迎えるにあたって（原題：Welcoming the Fostered Child）』では「ハネムーン期間」と述べている¹⁵⁾。これは、子どもが里親家庭に委託されてから最初の数週間から数ヶ

月間は、里親と里子がうまくいっているように見える時期であり、委託期間が進み、里親家庭で落ち着いていくにつれて、本当の感情が現れてくるようになるとされている¹⁶⁾。受託当初は、里子は新しい環境でどのように振舞えばよいのか分からず、里親の言う通りに行動することが多い。また、自分の気持ちを表すことができないため、おとなしく良い子のように見える。しかし、里親家庭に慣れるにしたがって、反抗したり、ある物事に固執したり¹⁷⁾、退行現象を示すようになる。これは、いわゆる「試し行動」の時期である¹⁸⁾。試し行動とは、里親がどこまで自分を受け止めてくれるのか、様々な問題行動を示することで試している状況である。里子の多くがこうした行動を示す¹⁹⁾。そして、この試し行動の時期を経て、里子は信頼関係を形成していく。

こうした子どもの問いかけに対してAさんは、「何事もaを優先して、なるべくあの子の気持ちを受け止めたいと思いました」と語る。同様に、専門里親のCさんも「受け止めること」が重要であると述べている。以下では、Cさんの里子であったc（20代女性）とのかかわりを事例として取り上げ、受容について検討したい。

cは中学卒業後にC宅に委託された。「九九もできひん状態でしたからね、高校行ってもしゃあないと思ってたんですかね。自分に自信がないんですね」とCさんが言うとおりcは進学せず、時おり家事を手伝う以外は寝てすごしていた。Cさんは特に何かを強要することなく、「好きなようにさせていた」と語る。18歳になり、Cさんが運転免許証取得を勧めると、関心があったようで教習所に通い、免許証を取得した。このことが自信に繋がったようで、アルバイトを始めた。こうし

たケアを21歳頃まで続けた²⁰⁾。

この事例からは、里子が抱える困難や感情を理解し、尊重することが、肯定的な自己評価を形成する基礎となることがわかる。また、Cさんの「子どもはね、うちに来たときからもう家族なんですよ。(略) こっちは子どもを丸ごと受け止めるだけなんですから。受け入れる覚悟はできてるんですよ。」という言葉からは、子どもを受容することとは、里子が無条件に受け入れられ、尊重されることであることがうかがえる。

不安定なアタッチメントを形成してきた子どもは、過去に情緒的なサポートを求めて養育者に近づいた際に、それを適切に受け入れられることが少なかったり、あるいは受け入れられなかつたという経験をしているため、自身を愛されない、価値の低いものと認識していることが多いということが指摘される。そこで、里子の存在を「丸ごと受け止める」ことで里子は自己を他者から支援を受けたり、愛される価値のある存在として認識できるのではないだろうか。また、肯定的な自己評価を獲得することにより、自身の感情や行動をコントロールできるようになり、自分が何に躊躇っていて、どのような困難を抱えているのかを里子自身が理解する手がかりとなりうるのではなかろうか。

②安心して生活できる環境

ここではDさんの里子であったdの語りから見出された要因について検討する。dは親の離婚により父親に引き取られたが、後に養育困難となり、5歳4ヶ月の時に弟（当時4歳）とともにDさんに委託された。dは委託当時を振り返り、「どうすればよいのか分からなかつた」と語る。

「突然児相のワーカーにこの家に連れてこられて、ここで暮らすように言われた時は、ど

うすればいいのか分からなかつたですね。委託されてすぐの時って、信頼関係も、居場所も出来上がってないから、どういった行動をすればよいのか分からんのですよね、それが本当に不安やつたんです。大人が、自分のためにやってくれているということはわかつても、それまでの歴史が無いから、入ってこなかつた。自分が生きていた世界とは大きく変わつたことが不安やつたんです。」【dさん】

この事例から、里子は「先の見えない不安」を抱えており、非常にストレスを感じる状態であるといえる。そのため、里子と里親が安定したアタッチメントを形成するには、その里子を取り巻く環境が安定していることが必要である。ここでいう安定した環境とは、生命が守られ、衣食住が保障されるだけではなく、里子自身が理解できる範囲で自らの状況を理解し、納得して生活ができるよう保障される環境も含まれる。こうした安心できる環境は、里子が里親家庭に落ち着くことを助けるものであろう。また、里子が抱える不安を軽減するために、里親は里子の「一歩先」にいることが必要とされる²¹⁾。これはつまり、里子の思考や感情について柔軟に考え、それを子どもへ還元する能力であろう。

以上に加えて里親自身の思考や感情についても考え、里子とそれを分かち合うことも必要である。これにより、里子は他者が何をどのように感じて行動しているのか、また、自分自身の感情について理解できると同時に、里親も里子の行動に示されるニードやメッセージを推察する能力を身につけることが可能になろう。

③家庭生活を経験すること

里親の語りに共通することの1つに、家庭生活を経験することの必要性が挙げられる。

「家族のあり方とか、家族愛・兄弟愛ってい

うものとか、ふれあうこととか。そうした経験をしてくるとね、自分が困った状況に立たされたときに、『こんなとき、こうしたはつたやん』っていう感じに、大人がどういう対応をしてきたのかが分かるんですよ。(略)子どもっていうのは家族をお手本にしますよね。その家庭でのルールで生きていく。そこからいろいろ吸収して、社会のルールを家族から学んでいけるんですよね。それが、施設の子どもには非常に難しいことなんです。」

【Bさん】

ここでは、家庭的雰囲気を経験することで、子どもは家族のあり方や社会の決まりを学び、将来自分が問題に直面した場合の対処方法といった社会的なスキルを身につけていくことが指摘されている。

「家庭の大きさ、というものも分かっていないので、例えば玄関に下駄箱を置くということとか家族用のテーブルの大きさがどんなものなのかも知らないままなんですね。それに、施設では食事も学用品も支給されるから、残ったものでやりくりするってこととか、節約するっていうことが分からないままなんですよ。」【Dさん】

「社会性を身につけるのも里親の方が有利だと思います。社会性というのは人との付き合い方とかですね。(略)家庭で日常的に行われていることが施設で行われないってことも大きいにあることですよね。とても違う世界のように感じる。食事を大食堂で大勢で食べる、そんなんだって、普通の生活をしていたら考えられないことですよね」【Eさん】

ここでは、職務として子どものケアを行う施設では、収入範囲内で自活の仕方など、生活に必要な様々なスキルを身につけることが困難であることが指摘されている。

このように、子どもが家庭生活を経験する

ことは重要ではあるが、施設で生活する子どもが家庭的な雰囲気を経験することは難しいということが里親の語りから考察された。この点については施設職員も同様の問題意識を抱いているようである。児童養護施設の施設長である菅沼の言葉が芹沢によって紹介されているが、菅沼は施設で暮らす子どもが失った最たるもののは「家庭的な暮らしの場」と「家族の関係」であり、これらを代替的に満たすことが必要であると述べている²²⁾。また、乳児院職員である摩尼はアタッチメントを形成する上での乳児院の課題として、家庭の機能は人が生活を行ううえでの常識的なことは自然に身につくようにできている。が、施設はそれを意識的に備えていかなくてはならないと述べている²³⁾。

一方、津崎は家庭での生活経験の重要性について、施設には保護実践も豊富であり、子どもの治療の専門家も任用されるようになっているので、治療的措置が必要な年長児の場合は施設養護が有効であることもあるが、子ども自身が「愛情を注がれている」と実感するには、家庭的雰囲気を感じることができる環境、つまり里親委託がよりよいものであると主張している²⁴⁾。

このように、家庭的雰囲気を経験することはアタッチメント形成や個人のパーソナリティの形成に大きな影響を与えるものであるといえる。加えて、施設での生活が長い場合、家庭に対するモデルを持たずに成長していくことになる。こうした家庭的な生活経験の少なさが、施設で育った親の子どもが再び施設に入所するという、いわゆる「施設二世」をうみだす要因であるともいわれている²⁵⁾。したがって、子どもができる限り家庭的な環境の中でケアを受けることが児童養護実践では必要不可欠であるといえよう。

④「普通のこと」をみたすこと

上記ではアタッチメント形成を支える要因の1つとして家庭での生活経験の必要性について述べた。この家庭的雰囲気の下での生活の確保とともに、アタッチメント形成を支える要因として、「あたりまえのことをみたす」ということがBさんの語りから得られた。

「施設って、本当に日常とはかけ離れてるの。例えば、お風呂に入るときにかかり湯をするとかって自然に教わるでしょ。でもね、施設は、大人は服を着てお風呂に入るの。子どもと一緒に入るってことはほとんどないの。だから、施設の子どもは大人はお風呂に服を着て入るものだと思ってる。これって異様でしょ。(略) 普通のことでしょ? 外食したり、買い物いったり、好きなもの食べたりって。(略) 家庭の子どもにとってはあたりまえのことが施設の子どもには特別な出来事になっているんですよ」【Bさん】

Bさんは実子に恵まれず、養子縁組を希望し里親登録を行った²⁶⁾。9年前から週末・季節里親²⁷⁾としても活動しており、現在、施設から2名の兄弟を正月やお盆の際に、2~3泊程度で受け入れている。養育里親としては2005年8月から2006年3月まで1才女児を受託していた。Bさんが里親となった動機は、Bさんご自身も施設で育ったという過去の経験によるところが大きい。Bさんには姉がいたが、年齢が離れていることもあり、別々のグループで生活することになった。その結果、「もう他人みたいなの。考え方も、育ち方も違うの。きょうだいよ? 結局他人みたいになってしまって今も連絡したりしないの」とBさんが語るように、他人のような関係になり、疎遠になったという。このように、兄弟姉妹が年齢差により異なるグループで生活することが施設養護では行われている

こともある。異なるグループで生活することは、担当職員の考え方でケアを受けたり、招待を受けても年齢ごとに分かれて行動をすることがある。こうしたBさんの言葉から、家庭で「普通に」生活し、「あたりまえのことを」を積み重ねていくことが、必要であると理解できる。

田中は、施設に暮らす子どもが、実家庭での不調から施設入所に至るまでの過程において生じたステigmaを解消するために必要なものは「普通」「平凡」であると述べている²⁸⁾。こうしたことからも、社会的養護の対象となる子どもも他の子どもと同じような環境で生活することが、養育者との緊密な関係を築くためには必要不可欠であるといえよう。

3. 里親委託におけるアタッチメント形成とその保障に向けた課題

(1) アタッチメント形成の視点からの里親委託の意義

調査の結果、アタッチメント形成に関するボウルビイが指摘する要因のほか、4つの要因が見出された。里親委託におけるアタッチメント形成に必要な要因についてまとめるに、特定の他者との継続的な関係が維持されること、子どもが安心して暮らし、自己という存在が丸ごと受け止められていると実感できることが必要であるということがわかった。また、子どものアタッチメント形成を支える生活の場に求められるものは、普通のことが満たされる家庭での生活であることが浮かび上がった。こうした体験は子どもの心の傷を癒す基礎となるともいえる。里親家庭において、子どもが心地よさを感じ、ニードが

充たされるようなケアを提供することで、他者を応答的で信頼できるものとし、自己については愛される価値のあるものへと、その表象を変化させていくと考えられる。このことからも里親委託は子どもが安定したアタッチメントを形成するための重要な資源であると指摘できる。今回の調査では、国連子どもの権利条約第20条3項が規定するとおり、虐待やネグレクト、養育困難といった種々の事情により実家庭での生活を続けることができなくなる場合、子どもは実の家庭に最も近い環境で暮らすことが子どものアタッチメント形成においては重要であることが確認できた。子どもにとって最良の形でケアを提供するためにも、今後、里親委託を積極的に促進・開拓していくことが必要であろう。しかし、拡充するにあたっては少なからぬ課題が存在することが推察される。そこで、以下では里親家庭が抱える困難や課題を明らかにし、アタッチメント理論に基づいた児童養護実践への展望について考察したい。

(2) 委託推進のための里親制度の課題

前章では里子とのアタッチメントを形成する上で、さまざまな要因が必要とされることが判明し、これらの要因を満たす資源として里親委託の重要性を確認できた。しかし、里子のケアには普通の子育てにはない特殊性がある。里子は最初から里親家庭での生活を共有しているわけではなく、途中から家族の一員となるので双方に負担がかかる。里親はそれを理解し、里子と良好な関係を築けるよう心がけなくてはならない。このことを実現するために、里親には次のようなことが求められる。第一に、里子のケアに関する専門性である。里親に委託される子どもは今まで慣れ親しんできた生活環境や人間関係からも引き

離されて里親家庭にやってくる。子どもの喪失による悲しみ、新たな環境への不安、時にはそれまでの不安定な環境によって身についた無気力感、無感情、否定的な自己認識などを里親は理解し、それらを軽減し、自尊心を高める関わり、新たな環境への適応を促進する関わりが求められる。また、施設入所を経て里親家庭に来る者も多いことから、施設での生活環境や人間関係の持ち方との違いを里親がよく理解して受け止め、対応することが求められる。第二に、地域社会の理解が必要とされる。里親は地域に暮らす一般家庭である。そこで複雑な問題を抱える子どものケアを行うとなると、地域住民の理解、支援がなければ到底やっていけない²⁹⁾。しかし、わが国では未だに里親制度そのものの認知度が低く、地域内の人間関係、教育現場での偏見に苦しむ里親子が少なくない。さらに、里親には実親との交流も求められる。里親は実親の事情を理解し、受容しつつも実親の抱える問題に巻き込まれないよう、一線を引いた対応が求められる。里親と実親の間で交流に関するルールを設け、協働して子どものケアを行うために、里親側が自らの役割を常に再確認しながら実親とかかわることが求められる。こうしたルールが確立していないことが、反面でわが国の里親制度の後進性の証拠であろう。委託児と実親の交流が明確な法規定で規制されていないことから、多くの問題が生じている。

このように、里親には多くのことが求められる。里親の負担を軽減するアクションや社会的支援が必要であろう。上述の課題を踏まえて、里親に必要な支援について考察すると、専門性や社会的認知度といった里親の量と質の拡充を図ることや、里子のケアにおいて直面する様々な課題やストレスに対処するため

の支援が必要であると考えられよう。

(3) わが国の里親委託の政策的課題

アタッチメント理論に基づいた児童養護について考察すると、特定の他者との緊密な関係の中で里子が受容され、安心して生活を送ることができるように、個別的なケアを提供することができるよう、個別的なケアを提供することが大前提となる。本稿ではこうした視点から一般家庭において緊密なケアを提供する里親委託を児童養護の主要な資源として位置づけ、その課題について検討してきたが、里親は里子をケアする上で様々な課題に直面しており、里親への支援は不十分なままであることが判明した。最後に、アタッチメント理論に基づいた児童養護として里親を主な資源として位置づけた場合、児童相談所や児童福祉施設はどのような役割を担うのか検討しよう。

①里親委託ソーシャルワーク機関としての児童相談所の実情

これまで述べてきたように、里親への支援が不十分であることが明らかになった。こうした問題の原因として、地方自治体における第一線社会機関たる児童相談所が里親委託ソーシャルワーク機関として機能していないことが挙げられる。現在、要養護児童の里親への委託業務は都道府県知事から委託権限を委任された児童相談所が行っている。里親委託は児童相談所に配置されているソーシャルワーカー（児童福祉司）によって運営されるのが適当であるが、多くの自治体では一般行政職を児童福祉司に任用している。一般行政職の場合、ソーシャルワークの基礎知識もさることながら、里親委託と施設委託の根源的相違についてほとんど認識しておらず、それを実務において反映することなど、殆ど不可能となっている。加えて、自治体職員は職場異

動のサイクルが極端に短く（概ね3～5年）、個人においても組織においても専門性が蓄積されないという問題が厳として存在している。

また、現在の児童相談所は増大し続ける家庭内児童虐待の相談や調査、保護等への対応に手一杯で、里親への十分な対応ができないのが実情である。高橋らが全国児童相談所長会の委託を受けて行った調査では、児童福祉司一人当たりの平均担当ケース数は61件（うち虐待ケースは18.1件）であることが明らかになった³⁰⁾。しかも、虐待専従組織を設置する児童相談所が56%と半数を超えており、専従組織に属する児童福祉司は当然これより多くの虐待事例を担当していることになり、中には100件以上を担当している者もいる³¹⁾。このように、児童虐待対応に追われ、児童相談所の機能がパンク寸前の極限状態に達していることもあり、児童福祉司が里親業務まで行うのは実質不可能であろう。こうした人的資源不足を背景に、ヴォランタリー精神に立つ里親への行政の「丸投げ」状態となっているのが、今日のわが国の里親委託の現状であろう。

②里親委託推進における児童福祉施設の役割

2004年の児童福祉法改正によって、市町村が第一義的に児童相談の窓口となり、児童相談所の一極集中是正が図られることになったことから、その進捗状況を見守る必要はあるが、現在の児童相談所の体制の下でどの程度里親委託業務や里親支援事業にワーカーの時間とエネルギーを振り向けることができるのか、ほとんど期待はできないであろう。松本が永年の研究において明らかにしてきたように、里親委託のケア資源としての重要性は、児童相談所のソーシャルワークのあり方と密

接に関連しており、極めて高度な専門性が求められるが³²⁾、上述の状況から察するに、児童相談所の専門性は問題外である。

こうした問題に対して、グッドマンは、日本における児童相談所の官僚制は改変されることなく、今後も永く稼動し続けるであろうと指摘している³³⁾。今後、児童相談所の体制に根源的な変化が期待できないのであれば、わが国においても里親委託の推進のために先進国同様、公的機関（児童相談所）にこうした専門業務を独占させるのではなく、専門性を備えた民間児童ソーシャルワーク団体に里親業務を委譲すること（少なくとも公的機関と同じ業務が遂行できる措置）が必要ではなかろうか。わが国において児童相談所と里親委託業務を分有しうる、即ち欧米の民間里親委託機関と同様の機能を現状において果たしうる可能性があるのは、ある種のNPO法人や児童福祉施設等の民間団体であろう。多くはないが、施設ケアの改革や自施設の養護実務改善に真剣に取り組んでいる児童福祉施設も確かに存在していると主張する津崎は、わが国の児童福祉施設は児童ソーシャルワーク機関として機能する可能性が殆どない児童相談所の役割を徐々に取り込み代替し、今後一層の拡充を続け、地域総合児童社会サービス・リソースセンターとして変容していくかざるを得ないであろうと強く訴え続けている³⁴⁾。こうした現状分析や研究動向や踏まえると、児童福祉施設がケアだけを提供する収容保護施設的役割を止揚し、公的機関が果たしえない里親委託業務を行う専門的児童ソーシャルワーク機関へと脱皮することが、この国においてアタッチメント理論に基づく児童養護施策・実践への新たな一里塚を築くことにつながるのではないだろうか。厚生労働省社会保障審議会児童部会は、わが国社会の養

護改革案と位置づける「社会的養護専門委員会報告書」において里親制度拡充を強調し、そのための課題として、児童相談所に代わって養育里親の研修、普及啓発活動、里親と里子のマッチングなども含めた里親委託業務を担う里親支援機関の創設を挙げているが³⁵⁾、まさに本研究の結論と軌を一とする勧告であろう。

おわりに

本稿では、現行の児童養護の状況を子どもと主要な養育者とのアタッチメントの形成という観点から検討し、考察を進めてきた。その結果、特定の他者との緊密な関係の中で、子どもが受容され、安心して生活を送ることができるよう、個別的なケアを提供することが児童養護施策・実践において大前提であることが判った。この点から、一般家庭での緊密なケアを提供する里親委託を児童養護の主要な資源として理論的実践的要請の帰結と位置づけることができた。

安定したアタッチメント形成の保障という観点から施設ケアよりも家庭的環境下でのケアの必要性が求められつつあるが、その受け皿となる里親資源は実質的増加傾向にはない。里親委託が進まない一因として、児童相談所の里親委託に対する姿勢（消極性・躊躇）、里親に対する支援体制等の問題が指摘される。里親委託実務に関して、児童相談所には極めて高度な専門性が求められるが、多くの児童相談所では公務員の一般事務職が児童福祉司に任用されており、もともと児童相談所は専門機関と想定されていないのが実情である。このように、本研究では、アタッチメント形成という観点から考えると、里親委

託が最適ではあるが、児童相談所の現状から総合的に判断した場合、里親への支援および委託拡充は非常に難しいことが浮き彫りになった。そこで、本稿のまとめとして里親委託業務を一部の児童福祉施設へ委譲する必要性について言及した。こうした領域が欧米や韓国でどのように構築され、展開しているのか今後さらに研究を深めたい。

<注>

- 1) Schofield, G (2002) 'Attachment theory : an introduction for social workers' Social Work Monographs, UEA, Norwich no.197, p.3
- 2) Goldberg,S., Grusec, J.& Jenkins, J.(1999) "Confident in protection :argument for a narrow definition of attachment" *Journal of Family Psychology*.no.13.p.475
- 3) 数井みゆき、遠藤利彦編著 (2007) 『アタッチメントと臨床領域』ミネルヴァ書房、pp.33-36
- 4) ミネルヴァ書房編集部編 (2006) 『社会福祉小六法』ミネルヴァ書房
- 5) 岡本眞幸 (2000) 「児童養護施設職員の職場定着に関する施設の労働体制上の問題点」『横浜女子短期大学紀要』 pp.4-6
- 6) 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知（第0905001号）平成14年9月5日『「里親の認定等に関する省令」及び「里親が行う養育に関する最低基準」について』、第18条
- 7) これは、専門里親に委託される児童が原則2名とされていることからもうかがい知れる
- 8) 西澤哲 (2004) 「子ども虐待がそだちにもたらすもの」『そだちの科学』 no.2、日本評論社、pp.10-16
- 9) 和泉広恵 (2006) 『里親とは何か』 頭草書房、p.100
- 10) 虐待を受けた子どもの入所割合は、乳児院27.5% (平成16年)、児童養護施設62.1% (平成16年)、情緒障害児短期治療施設69.8% (平成16年)、児童自立支援施設59.7% (平成12年)、児童相談所一時保護所32.8% (平成15年) である。「児童家庭福祉の最近の動向について (行政説明)」第52回全国里親大会、2006年10月1日)
- 11) ボウルビイ, J (1981) 『ボウルビイ母子関係入門 (原題 : The Making & Breaking of Affectional Bonds)』作田勉訳、星和書房、pp.184-185
- 12) 本来ならばこれらの調査を施設職員に対しても同様に行うことが必要であったが、いくつかの施設に問い合わせてみたところ、施設の職員は多忙であり、十分な人数を確保できなかった。そのため、里親の側からのみの分析・考察となっている。
- 13) 森本美絵、野澤正子 (2006) 「里子Aの成長過程分析と社会的支援の必要性：里親家庭Cへの継続的インタビューを通して」『社会福祉学』日本社会福祉学会、p.32
- 14) こうした関係の継続性を重視した施策理念の一つに、にパーマネンシー・プランニング (permanency planning) がある。これは、保護を必要とする子どもが複数の里親に順次委託されることなく、一貫したケアを受けることができるよう永続的な生活の場と人間関係ができるだけ早い時期から提供するものである。パーマネンシー・プランニングの第一義的な選択肢は、実家庭への支援を提供することで実親との分離を最小限にとどめようとすることがあるが、親子分離を行う際にも実家庭への再統合を目的とし、実親への支援を行う。その上で実親の態度や行動に変化が見られない場合には、養子縁組を行う。このように、できる限り実家庭での生活を志向し、それが困難であると判断した場合には、養子縁組を行うことで子どもの永続的な人間関係を保障しようとするものである。(許斐有、望月彰、野田正人、桐野由美子編 (2002) 『子どもの権利と社会的子育て』信山社、

- pp.103-121、ジューン・ソブン著、平田美智子・鈴木真理子訳 (1998)『児童福祉のパーマネンシー』筒井書房、pp.21-26)
- 15) Fostering Network編、津崎哲雄・山口敬子他訳 (2006)『里子を迎えるにあたって (原題: Welcoming the Fostered Child)』英国ソーシャルワーク研究会翻訳資料シリーズ17、p.11
- 16) Fostering Network編 (2006) ibid. pp.11-12
- 17) 例として、食べ物への異常なまでの執着が挙げられる。「…吉男には満腹感というものがなく、食べ続けて、途中ではきながらも、また食べ始めるといった、過食傾向がありました。」(アン基金プロジェクト (2003)『里親シリーズ 今が春よ!!』アン基金プロジェクト出版部、p.16)
- 18) 岩崎美枝子 (2002)『非血縁親子関係調査—その形成における要因の検討』(財)家庭養護促進協会大阪事務所、p. 7
- 19) 里親家庭に子どもが慣れてくると、里親の顔を見ながら悪戯をしたり、自分でできることでも里親にやってもらおうとしたり、退行現象をあらわし、夜尿をしたりするようになる。また、虐待を受けてきた子どもは攻撃的、批判的、挑発的な言葉を言ったり、里母をたたいたり、壁やドアを殴ったりすることもあるといわれている。(庄司順一 (2006)「里親とのきずな」『そだちの科学』no. 7、pp.49-54)
- 20) 現在Cは結婚し、Cさん宅で暮らしてはいないが、委託解除後も里親家庭で生活を送ることも里子ケアの中の要点であると考えられる。
- 21) Schofield, G and Beek, M (2006) *Attachment handbook for the foster care and adoption*, BAAF, pp.151-152
- 22) 芹沢俊介 (2003)『「新しい家族」のつくりかた』晶文社、pp.196-200
- 23) 摩尼昌子 (2006)「乳児院での愛着: 当院の考え方を中心に」『そだちの科学』no.7、pp.55-60
- 24) 津崎哲雄 (2006)「子どもの現場から:「苦悩」と「希望」」京都新聞 (2006年5月9日)
- 25) 厚生労働省社会保障審議会児童部会 (2003)「社会的養護のあり方に関する専門委員会への意見書」2003年8月28日
- 26) Bさんは18年ほど前に養子縁組を行っている。(1名)
- 27) 週末・季節里親という名称は法令上存在しないものである。これは、夏休みや冬休みといった季節ごとの長期休暇や、週末に施設の子どもを受託する短期里親をさす。
- 28) 田中理絵 (2004)『家族崩壊と子どものステイグマ—家族崩壊後の子どもの社会化研究—』九州大学出版会、p.70, pp.151-153
- 29) 櫻井は、里親委託不調ケースの原因分析を行い、委託後5年以上で継続困難になったケースの原因の中に「学校関係や友人関係、地域などの関係で起こる委託児童の問題が多く見られた」としている。(戸田朱美、櫻井奈津子 (1994)「養育家庭制度の現状と課題」『新しい家族』第24号、養子と里親を考える会、p.12)
- 30) 高橋重宏ほか (2002)「児童福祉司の職務とストレスに関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第38集、日本子ども家庭総合研究所、pp.7-48
- 31) 高橋重宏ほか (2002) ibid.
- 32) 松本は里親制度運営の難しさを次のように指摘している。「里親にはどんな子を委託してもよいということにはならない。それぞれの里親家庭に適する児童を委託することによって里親委託が成功する。プレースメントにはその出発点から極めて慎重な配慮とこれに伴う技術を要する。したがって、里親委託を担当するケースワーカーは熟達したケースワーカーで無ければならないので、児童相談所には外親委託の独自な役割を持つ専任ワーカーを設置することが望ましいのである」(松本武子 (1997)『里親制度: その実践と展望』相川書房、p.14)

- 33) グッドマン, R著、津崎哲雄訳（2006）『日本の児童養護：児童養護学への招待』明石書店、pp.334-339
- 34) 里親委託の推進と民間大規模施設収容ケアからの脱却は喫緊の課題ではあるが、これまで考察してきたように、児童相談所は虐待対応に追われ、専門性のない一般行政職は施設への丸無げに依存している状態である。こうした状況下で里親委託の推進を図ることは実質的に不可能であろう。イギリスや韓国の児童福祉民間団体に倣い、児童福祉施設が児童ソーシャルワーク機関として里親委託実務を代行することによって、施設は里親委託の基幹施設と位置づけられ、大規模施設収容ケアからの脱却につながるであろう。（津崎哲雄「英韓児童ケア施策の視座から：Corporate Parent理念・児童相談所機能民営化」日本社会福祉学会第4回政策・理論フォーラム発表資料、2007年）
- 35) 里親支援機関については、乳児院や児童養護施設、NPO、都道府県里親会等地域で里親に対する支援を行うことが出来る機関を幅広く活用すると述べている。（「社会的養護体制の充実を図るための方策について」社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会報告書、2007年11月29日）